

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 10 月 1 日 (木) 号外第 94 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則 (48) (県土総務課)・・・ 3
- ◇ 代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令 (2) (監査第一課)・・・ 4

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

電気事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 減免対象行為について定めた規定中引用する電気事業法の条項及び用語を改める。
- (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

規 則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第48号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減 免 の 別	減 額 後 の 額	根拠条例	減免対象行為	減 免 の 別	減 額 後 の 額
1 占用料等条例（減免対象行為の欄（1）については港湾管理条例、同欄（7）については道路占用条例をそれぞれ除く。）	略	略	略	1 占用料等条例（減免対象行為の欄（1）については港湾管理条例、同欄（7）については道路占用条例をそれぞれ除く。）	略	略	略
	（7）電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第9号</u> に規定する <u>一般送配電事業者</u> 及び <u>同項第13号</u> に規定する <u>特定送配電事業者</u> をいう。以下同じ。）又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条本文の規定により総務大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）が設ける電線のための占用（上空を占用する場合に限る。）				（7）電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第2号</u> に規定する <u>一般電気事業者</u> 及び <u>同項第6号</u> に規定する <u>特定電気事業者</u> をいう。以下同じ。）又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条本文の規定により総務大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）が設ける電線のための占用（上空を占用する場合に限る。）		
	略				略		
略				略			

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第2号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

鳥取県代表監査委員 岡 本 康 宏

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、事務局長が専決する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(事務局長の委任決裁事項)</u></p> <p>第3条の2 <u>代表監査委員は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。</u></p> <p>(1) <u>職員の扶養手当に係る認定及び通勤手当に係る事実の確認に関すること。</u></p> <p>(2) <u>軽易な監査資料の収集に関すること。</u></p> <p>(3) <u>軽易又は定例的な事項の報告、照会、督促、回答及び通知に関すること。</u></p> <p>(4) <u>監査委員の協議により決定された事項の処理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他軽易な事務の処理に関すること。</u></p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、事務局長が専決する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 職員の扶養手当に係る認定及び通勤手当に係る事実の確認に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p><u>(8) 軽易な監査資料の収集に関すること。</u></p> <p><u>(9) 軽易又は定例的な事項の報告、照会、督促、回答及び通知に関すること。</u></p> <p><u>(10) 監査委員の協議により決定された事項の処理に関すること。</u></p> <p><u>(11) その他軽易な事務の処理に関すること。</u></p> <p>(次長の専決事項)</p> <p>第3条 略</p>

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。